

建設工事における新技術等の活用促進に関する実施要領

平成16年10月

茨城県土木部
(茨城県土木部技術研究連絡協議会)

(目的)

第1条 県土木部において、県版の情報データベースを整備し、新技術等の提案を受け付ける場、有用な新技術等を広く公開する場を設置することで、民間等の新技術等開発力の増進に寄与するとともに、県土木部が発注する公共事業において発注者が新技術等を導入しやすい環境づくりを目指す。

(新技術等の活用促進のための方策)

第2条 新技術等の活用促進を図るため、民間等からの新技術等の申請を受け付け、評価登録を行うデータベースを構築し、その情報を広く公開する。

(新技術等の定義)

第3条 この要領において「新技術等」とは、民間等で開発された建設技術の中で、

省資源・省エネルギー
環境への影響抑制
リサイクル
コスト縮減
工事における品質向上
工事現場が抱える技術的課題の解消

等、建設工事の発展に資する新技術・新工法・新製品で、現在の積算基準または、施工管理基準で規定されていない工法等の技術をいう。

(茨城県土木部技術研究連絡協議会)

第4条 本要領は、茨城県土木部関係機関で構成される「茨城県土木部技術研究連絡協議会(以下、「協議会」という。)」を活用し実施するものとし、受付した新技術等について、その有用性等の評価及び、データベースへの登録の適否判定を行う。

2 協議会の下に設置されている幹事会、及び幹事会の下に設置する「土木工事新技術等活用評価分科会」(以下、「新技術分科会」という。)において、情報収集、内容調査を行うものとする。

3 協議会及び幹事会による新技術の評価は年4回(四半期毎)実施するものとする。なお、協議会会長及び幹事長が認める場合は、非開催とすること、または臨時開催することができるものとする。

4 新技術分科会の設置要領は、別に定める。

(新技術等の申請条件)

第5条 募集する新技術等の種類には、特に制限を設けない。なお、国土交通省の新技術情報提供データベース NETIS に登録済みであることを条件とし、申請

にあたっては、茨城県の地域特性を十分考慮するよう促すものとする。

(データベースへの登録方法)

第6条 申請された新技術等は、原則として全て登録するものとする。なお、すでに国土交通省で整備されている新技術情報提供データベース「NETIS」と差別化を図るため、次の事項を考慮するものとする。

部内各課所のニーズ

県内の開発者であるか否か

県内での施工実績の有無

県内での見学会，説明会の開催準備の有無（十分なフォローがあるか）

(登録数)

第7条 1年間に登録する新技術等の数は、100件程度とし、データベースの簡素化を図り、積極的に活用されるような体制を整備するものとする。

2 申請された新技術等のほか、国土交通省から技術資料提供を受けることのできる「新技術活用支援施策」の対象技術のうち、発注者から特に要望のあるものについても、登録を行うものとする。

(登録申請の受け付け)

第8条 登録申請は、申請書を郵送で受け付けるものとし、電話、電子メール、FAX、及び持参での申請は受け付けない。

2 申請書類受け付け及びとりまとめは、新技術分科会が行う。

3 申請は、四半期毎に区切り、整理する。

4 申請内容が不備な場合は、新技術分科会から申請者へその理由を付して返却する。

(データベースシステム「IT'S」)

第9条 新技術等の募集，登録申請受付，及び登録後の情報公開のために県版のデータベースシステム「IT'S」を茨城県のホームページ上（土木部検査指導課ホームページ上）に構築する。

(注) IT'S: Ibaraki Technology Information System = IT IS IT'S

2 IT'Sでは次の情報を提供する。

新技術等の登録申請様式

申請された新技術等の登録情報

登録された新技術等の活用実績

登録された新技術等に関する見学会，説明会，及び活用実績の紹介

3 IT'S上で、登録申請様式（電子データ）をダウンロードできる。なお、新技術等に係る登録申請は、別に定める「新技術等登録申請書（様式A）」、「新技術等の効果判定表（様式B）」、「経済性比較表（様式C）」、及び「補足資料（パンフレット等）」によるものとする。

（積極活用技術）

第10条 登録する技術のうち、県内での施工実績のあるもの、又は国土交通省が支援している技術であるものについては、「積極活用技術」として別枠で整理し、特に活用促進を目指すものとする。

（活用技術）

第11条 登録技術のうち、前条で規定した「積極活用技術」に該当しないものの、開発者が積極的にPRするために募集された技術は、「活用技術」として整理し、説明会やプレゼンテーションなども活用して情報提供を図っていくこととする。

（データベースの登録，更新時期）

第12条 IT'Sへの登録・変更作業及びデータ管理等は、新技術分科会が行う。

2 IT'Sは年4回（四半期毎）、更新する。

3 登録データの掲載期間は、原則として、登録した年度から起算して5年後の年度末までとする。

（データベースの運用方法）

第13条 土木事務所等は、事業の設計計画段階及び工事の発注段階において、IT'Sの情報を検索し、新技術等を活用できるか検討するものとする。

2 事業主管課は、データベースの情報を把握し、所管事業において新技術等が積極的に活用されるよう指導及び助言を行うものとする。

（登録された新技術等の積算基準）

第14条 施工単価，製品単価，施工歩掛等に関する取り扱いは、「積算基準の運用編」によるものとする。

（活用予定，活用結果の報告，とりまとめ）

第15条 土木事務所等は、登録された新技術等の活用予定及び活用結果を、事業主管課を通じて協議会に報告する。

（データベースの公開）

第16条 民間企業等の活力の向上に寄与すること、及びIT'Sに登録された新

技術等を活用することで得られた効果を県民へ積極的にPRすることを目的に、IT'Sを県ホームページ上で公開し、広く情報発信する。

(注意義務)

第17条 新技術等の取り扱いに関係する職員は、技術提供者に対して公正、中立性を保つなど、常に厳正な姿勢で対処し、疑惑や不信を招くことのないよう注意する。

(疑義)

第18条 疑義が生じた場合は、協議会に諮り協議するものとする。

附 則

この要領は、平成16年10月15日から施行する。